

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋付属棟1階除染廃液系受けタンク(A)点検時、同タンク内部に異物(ボルト等)が認められたため、当該異物を回収。	D	
2	2号機	タンクベント処理系排風機(A,B)入口弁(空気作動)点検時、作動空気フィルター部に空気漏れが認められたため、当該フィルターを補修。	D	
3	3号機	所内蓄電池点検時、250V蓄電池の比重に管理値外れ(全体に高め)が認められたため、当該比重を調整。	D	
4	3号機	電解鉄イオン供給装置において、原子炉補機冷却系第2中間ループ(C)及びタービン補機冷却系の熱交換器入口流量計フランジ部に微少な漏れが認められたため、当該フランジ部を点検補修。	D	
5	3号機	工具管理センターのトルクレンチ(モンキー型)において、ヘッド部に亀裂が認められたため、当該トルクレンチを交換。	D	
6	3号機	加熱蒸気戻り系タービン建屋凝縮水移送ポンプ(B)入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
7	3号機	酸素ガス供給系において、緊急しゃ断弁操作室窒素ガスに圧力低下が認められたため、原因を調査後、対応検討。	D	
8	3号機	水素ガス供給系において、窒素置換用流量計の指示値不良(動かない)が認められたため、当該計器を点検。	D	
9	3号機	原子炉圧力容器の漏えい検査時、制御棒駆動機構(2本)のフランジ部に水の滲みが認められたため、当該フランジ部を点検補修。	D	
10	3号機	酸素ガス供給系において、酸素ブロー弁にグランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
11	3号機	主変圧器冷却ファン点検時、電動機の負荷電流が定格値を超える事象(55台中40台)が認められたため、対応検討。	D	
12	3号機	水素ガス供給系において、圧力調節弁の動作不良が認められたため、当該調節弁を点検補修。	D	
13	3号機	当直長機設置の通信設備(ページング、保安電話)において、使用中表示の点灯及び保安電話の通話不良が認められたため、当該通信設備を修理。	D	
14	3号機	残留熱除去機器冷却系調圧タンク(B)ベント弁電源設備の故障警報が発生し、補助リレーの誤動作が認められたため、当該補助リレーを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)吐出逆止弁点検時、ボンネット取付ボルトに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
16	4号機	取水設備固定式バースクリーン(A)、パー回転式スクリーン(A)及びトラベリングスクリーン(A)点検時、塗装のはく離(全体)が認められたため、当該部を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802